

特定非営利活動法人でいぐらぶ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人でいぐらぶという。また英文名は NPO DigLove とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区毛利1丁目8-1 ツインタワーすみとし毛利館1Fに置く。

(目的)

第3条 この法人は、障がい児者や支援者の社会的認知と地位を向上し、又、地域との連携を強化し、もって重症心身障がい児者を含め、誰もが地域から排除されない共生地域を共創し、公益の増進に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 福祉団体等と協働したイベント運営
- (2) 障がい者製品等の展示や販売
- (3) 広報活動による理解促進
- (4) 心のバリアフリーマップの作成と発展
- (5) 医療的ケア児等相談支援事業者の支援及び連携ネットワーク創り
- (6) インクルーシブ教育事業及びその支援
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、組織運営又は事業活動に参加する為に入会した個人及び団

体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により理事に申し込むものとする。
- 3 理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失効宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 15人以内
 - (2) 監事 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内の副代表理事をおくことが出来る。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 その他の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。
- 5 代表理事に係る利益相反行為は、副代表理事又は理事会で選任する他の理事が代表理事の職務を代行する。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決前に当該役員に弁明の機会を与えなければなら

らない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 会員の除名
- (5) 役員の解任
- (6) 解散に時の残余財産の帰属

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 正会員はオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）やビデオ会議・電話会議等の方法によって、総会に出席し、表決することが出来る。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほかに、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条によって招集した際に、あらかじめ通知した事項とする。

(理事会での表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事はオンライン会議システムやビデオ会議・電話会議等の方法によって、理事会に出席し、表決することが出来る。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければ

ならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 事業計画及び予算は必要に応じ、理事会の議決を経て、変更する事が出来る。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 5 分の 4 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 5 分の 4 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 5 分の 4 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事会が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 柳智啓

理事 山崎竜二

理事 西本英雄

理事 田中直樹

監事 坂間正章

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2024年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2022年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

なお、初年度の年会費は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2023年12月31日まで有効とする。

(1) 入会金正会員(個人・団体) 5,000円賛助会員(個人・団体) 10,000円

(2) 年会費正会員(個人・団体) 10,000円賛助会員(個人・団体) 10,000円

(1口以上)